

② 新型コロナウイルス感染症 5 類移行に伴う対応変更等について

問 健康医療政策課 感染症対策室(地域医療センターかさま内) Tel 0296-77-9145

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類相当に変更となり、法律に基づき行政がさまざまな要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し自主的な取り組みを基本としたものに大きく変更されました。



新型コロナウイルス感染症
の5類移行について

対応が変更になること

項目	変更前	変更後
感染した場合の療養の目安	7日間待機	個人の判断が基本(以下は推奨) ・発症翌日から5日間、かつ、症状軽快後24時間は外出を控える ・10日間はマスクを着用し、ハイリスク者との接触を控える
受診できる医療機関	発熱外来などに限定	広く一般的な医療機関で対応 ※受診前に医療機関に要連絡
外来・入院	新型コロナに関する費用は自己負担なし	保険適用以外の費用は自己負担あり ※高額な新型コロナ治療薬の薬剤費のみ自己負担なし ※高額療養費の一部支援あり
濃厚接触者	5日間の外出自粛	制限なし。自身で体調に注意する ※濃厚接触者の特定はしない

受診する医療機関に迷う場合や自宅療養中の体調悪化時の相談先

【茨城県新型コロナウイルス感染症電話相談センター】

Tel 029-301-3200 (午前7時30分～午後9時 土日・祝祭日を含む)

市の対応

- 市職員のマスク着用は、個人の判断を基本としますが、窓口・面接・訪問等、対面での業務がある場面では、当面の間マスク着用を職員へ推奨します。
 - 公共施設への手指消毒液の設置や、市役所窓口へのアクリルボードの設置は、当面の間継続します。
 - 公共施設に設置している非接触体温計は撤去、ハンドドライヤーの利用は可とします。
 - 公共施設利用に関する定員制限や、人と人との距離の確保策は撤廃します。
- ※市立病院における感染対策は継続します。受診の際は、引き続き、マスク着用をお願いします。

今後の基本的な感染対策

個人や事業者が自主的に判断して、必要な感染対策を引き続き行いましょう。

場面に応じたマスクの着用	着用は個人の判断。一定の場面では着用を推奨
手洗い、換気	基本的な感染対策として引き続き有効
三密回避	流行期において高齢者等ハイリスク者は、感染防止対策として有効